

日本留学生の歴史的貢献からみた清末留学生派遣政策の効果

高 明珠

あらまし

横井・高（2012）は、清末の10年間（1901年-1911年）において清朝政府がほぼ唯一の留学先として日本を選定した背景を明らかにした上で、日本への留学生派遣政策が奨励から引き締めへ転じた経緯も概観した。すなわち、清朝政府は国内で教育・軍事・政治体系の改革を実行するのに必要な人材を、出来る限り多くかつ迅速に育成するため、日本を第一の留学先を選び、試行錯誤を経て、最初の奨励方針から質の引き締めへと転じる、一連の政策を打ち出した。しかしながら、清朝政府の留学生派遣政策の効果については論じていなかった。そこで本稿では、日本への留学生の帰国後のパフォーマンスを検証することによって、清朝政府の留学生派遣政策の効果を検証する。

本稿では、まず、ピーク期に達した1907年前後の清国人の日本留学の実態、すなわち法政、教育、軍事に関する速成教育を受けた留学生の比率が明確に高かったことを検証する。次に、帰国した留学生の出世ルートとして清朝政府が実施した留学生登用試験とその結果を検討し、数多くの法政留学生が国家の改革を推進する行政機関に抜擢された事実を明らかにする。さらに、法政、教育、軍事および文化の面における留学生の歴史的な貢献を紹介する。最後に、清末の日本留学生の全体像を把握した上で、このような結果をもたらした留学生政策の効果と問題点を指摘する。

1. はじめに

外国の先進的な文化、制度、技術を本国に導

入するために、国策として一国の政府が留学生を外国に送り出すという留学派遣には長い歴史がある。しかしながら延べ数万人もの中国人留学生在が、1896年から1911年までのわずか15年間に、日本に押し寄せたことは、世界の留学史上前例のないことであった。清末の日本留学については、日中両国において多くの先行研究がある。實藤（1939）、黄（1975）は歴史学の視点から清国側の留学生派遣政策および日本側の受け入れの実情、さらには留学生たちの活動などを検証し、中国人日本留学の歴史を全面的に解明した。巖安生（『日本留学精神史：近代中国知識人の軌跡』）、酒井順一郎（『清国人日本留学生の言語文化接触：相互誤解の日中教育文化交流』）等は留学生の日本社会での様々な側面を紹介した。一方、尚小明、呂順長、経志江、王嵐などの中国人学者は、帰国した留学生のパフォーマンスに着目している。日本への留学生と清末新政、中国の近代化の関係についても多くの優れた先行研究がすでにある。

本稿は、これらの先行研究とは異なり、留学生の帰国後のパフォーマンスと清朝政府の留学生派遣政策との因果関係に注目する。すなわち、清朝政府の留学生政策の下でどのような学生が日本に行ったのか、留学生はどのレベルの教育機関で何を学んだのか、彼らが帰国後いかに日本で身につけた知識を中国社会において発揮し、どのような役割を果たしたのかを明らかにし、最終的な留学の成果（留学生帰国後のパフォーマンス）を検証することを通じて、最初の起因（留学生政策）の成功点と問題点を検討する。

本稿は、「はじめに」と「終章」を除いて、以下の6章から構成されている。第2章では、1905年以前の日本留学生在が、速成教育を奨励

する留学生政策によって速成コースを履修する比率が高かったこと、けれども1905年以降は留学生の質を引き上げ、優秀な人材を選抜・抜擢する帰国留学生登用制度により、日本留学生の多くが帰国後出世したことを概観する。第3、4、5章では、日本留学生の主体であった法政、教育と陸軍留学生の帰国後のパフォーマンスをそれぞれ紹介する。第6章では、日本留学生が新知識と新思想を中国に導入する上で貢献したことを明らかにする。第7章では、成功した留学生だけではなく、留学生をめぐる批判にも注目し、出来る限り留学生の全体像を把握した上で、このような結果をもたらした政策上の原因を分析する。

2. 清末における中国人日本留学の実態

清末における日本への留学生派遣政策は1905年を境に方針転換が行われた。前半は速成教育に重点を置き、官費留学のみならず私費留学も奨励していたのに対して、後半になると速成教育をやめ、留学生の質を確実に引き上げようとしたのである。本章では、前半における速成教育の実態と、後半における優秀な帰国留学生を選抜・任用する政策とその実態を検証する。

表 1-1 文部省直轄学校における中国人留学生の在籍者数（1907年12月）

学校種別	学生総数	学校名（学生数）
帝国大学	45	東京帝大（35）、京都帝大（10）
官立大学	19	札幌農科大（19）
高等師範学校	46	東京（44）、広島（2）
高等学校	58	一高（31）、二高（5）、三高（13）、五高（3）、七高（6）
専門学校	195	盛岡高農（9）、東京高工（73）、大阪高工（23）、京都工芸（2）、東京高商（41）、東京外語（15）、東京美術（4）、東京音楽（9）、千葉医専（18）、長崎医専（1）
合計	363	

出所：阿部（2004）35ページ。

表 1-2 在東京公私立学校における中国人留学生の在籍者数（1907年12月）

学校名（専門学校）	学生数	学校名（予備学校）	学生数
法政大学	1,125	宏文学院	911
早稲田大学	820	経緯学堂	542
明治大学	454	東斌学校	321
日本大学	109	振武学校	286
中央大学	104	東京同文書院	145
慶応義塾大学	11	成城学校	110
東京警監学校	213	研数学館	89
東亜鉄道学校	165	正則英語学校	24
岩倉鉄道学校	153	正則予備校	25
日本体育会体操学校	80	国民英学会	22
東京鉄道学校	64	大成学堂	17
東京物理学校	45	実践女学校	47
同仁医学校	35	高等圭文美術学校	19
工手学校	18	その他14校	50
女子美術学校	14		
東京音楽学校	12	合計	6,030

出所：表 1-1 と同じ。

2.1 速成教育と予備教育を中心にした中国人日本留学

1907年に駐日公使・日本留学監督だった楊枢は、皇帝への建白書において日本留学の現状について、以下のように指摘した。すなわち日本で学んでいる留学生は1万人に達したにもかかわらず、速成科の学生が60%、普通科の学生が30%、中途退学した者が5、6%を占め、高等学校と高等専門学校に入学した者はわずか3、4%を占めるにすぎず、さらに大学に入学した者はわずか1%に留まっていた¹。表1-1と表1-2は、中国人日本留学のピーク期だった1907年12月時点での留学生の、日本文部省直轄学校と東京公私立学校における在籍状況を示している。ここからは、文部省直轄学校において高等教育を受けていた留学生が極めて少なかったことがわかる。

以下では、250人以上の留学生を受け入れた法政大学、早稲田大学、宏文学院、経緯学堂、東斌学校と振武学校における中国人留学生の受け入れ状況をそれぞれ紹介しておく。

法政大学 法政大学は1904年に清国留学生のために法政速成科を創設した。法律、政治、経済、外交の4科があり、6ヵ月を1学期として、3学期で修了できた。1908年までに合計1,145人の修了生を輩出した。注目すべきは、清朝政府の学部（日本の文部省に相当する）により派遣された進士²留学生である。清朝政府は1904年に進士館³を創設し、35歳以下のすべての進士を入学させ、3年間の再教育を通じて新知識を身につけさせ、完全な法政人材を育成することをめざした。進士を法政大学へ留学させたことから、中国の法政人材の育成において法政大学がいかに重視されていたかがわかる。

早稲田大学 早稲田大学清国留学生部は1905年に創設され、1年制の予科と2年制の本科から構成されていた。予科の修了生は本科に入学でき、本科には政法理財科、師範科と商科があった。それ以外に、早稲田大学の大学部の進

学志望者向けに高等予科を設けた。清国留学生部の入学者数は、1907年は850人、1908年には394人と減っていき、1910年には募集停止となった。

宏（弘）文学院 宏文学院の前身は、1896年に最初の13人の中国人留学生を受け入れるために、東京高等師範学校長だった嘉納治五郎が新設した塾であった。宏文学院には3年制の普通科と、修学年限が6ヵ月から1年半までの速成科が設けられていた。1909年に閉校するまでに、7,192人の中国人留学生が学び、3,810人の修了生を輩出した。中国人留学生の予備教育の大本山であった。もちろん宏文学院でも速成教育に重点が置かれていた。阿部の統計によれば、1902 - 1906年の中国人卒業生のうち、速成師範科が62.5%を占めており、速成警務科が21.1%、速成理化科が9.7%と続いていた⁴。しかし宏文学院を経て東京高等師範学校へ進学した留学生が多く、数多くの教育人材の育成に貢献したといえる。

経緯学堂 経緯学堂は1904年に創設され、明治大学によって経営されていた。2年制の普通科と、1年制の高等科が設けられていた。普通科の修了生が明治大学の専門部に入学するのに対して、高等科の修了生は明治大学の本科に入学できた。それ以外に、師範、警務などの速成科も設けられた。修学年限はだいたい8ヵ月であった。1910年に閉校するまでに2,862人が学び、修了生は1,384人であった。学生管理が緩く、教育もあまり真剣ではないといわれていた。

東斌学校 東斌学校は1903年末から1904年初頭に東京大学法学教授だった寺尾亨によって創設された。普通科、師範科と兵学科が設けられ、いずれも速成科と本科があった。清朝政府は革命派留学生の軍事学校進学を恐れていたため、1904年以降には官費留学生以外の陸軍士官学校と振武学校への入学を禁止した。孫文をはじめとする革命派は軍事人材を養成するために、寺尾などの協力を得て、東斌学校に兵学科を創設した。

¹ 王煥琛（1980）304ページ。

² 進士とは、中国の科挙の最終試験に合格した知識人である。進士は、政府の官僚に登用されるエリート階級であった。

³ 進士館は後に京師法政学堂と改称した。日本の法学博士巖谷孫蔵らがその教育にあっていた。予科では日本語を、本科では日本語で法律政治などを教授しており、日本留学も人材育成の一環であった。進士館は当時の中国において、将来中央政府機関に勤める法政人材を育成する最高の学校であったと考えられる。阿部（2002）178ページ。

⁴ 阿部（2004）38ページ。

振武学校 1903年以前は、陸軍士官学校に入学したい中国人留学生の予備教育機関は成城学校であった。1903年からこうした機能は振武学校へ移った。振武学校は参謀本部に付属し、校長は福島安正であった。最初は速成を期していたため、修学年限は15ヵ月であったが、1907年からは3年制となった。軍事に関する課程のほかに、日本語と普通学（基礎教育）が重視されていた。振武学校での予備課程を修了した後、軍隊での実習を経て、陸軍士官学校へ進学するという人材育成ルートであった。統計資料が紛失したため、正確な修了生の人数は把握できないが、1914年の閉校までに千人以上の中国人軍事人材を育成したことは疑いがないとされている。

要するに、宏文学院などの予備校のみならず、早稲田大学、法政大学などの正式の高等教育機関においても専ら中国人留学生向けに設けたコースが多かった。当時における留学生という概念は、ある意味で現在の留学生に対するイメージとは異なったものであったといえよう。

2.2 帰国留学生登用試験の結果

速成教育のもたらした留学生の質の低下の問題を解決するために、清朝政府は1906年から、留学生の選抜、日本の学校への入学、帰国後の任用を柱とする留学生の質の引き上げに着手した。1906年3月に「通行各省選送遊学限制弁法」が定められ、日本留学生の資格を限定した上、同年7月に、速成科留学生の派遣を中止した。1907年から文部省直轄学校にもっと多くの中国人留学生を受け入れるよう文部省との交渉を

始め、1908年からの15年間において、第一高等学校、東京高等師範学校、東京高等工業学校、山口高等商業学校、千葉医学専門学校の5校で毎年165人の留学生を受け入れるという「五校特約」を締結した。その上、清朝政府は優秀な留学生が革命派になることを避けるために、帰国後の出世の道を開くこととし、1905年から帰国留学生登用試験を実施した。

帰国留学生登用試験により選抜された留学生らは、政治、法律、教育などの面において、清朝政府の「新政」改革に力を発揮した。彼らの中には、章宗祥、曹汝霖のように、1912年の中華民国成立後も新政府において要職を占めた人もいた。そこで、ここでは、清末における留学生政策の一環として重要な帰国留学生登用試験にしばって紹介する。

1905年に第1回の試験が実施された。14人の日本留学生が試験を受け、全員合格だった。優れた成績を収めた7人は「進士」の身分を賜った。その後、試験方法を整備しながら、1911年までに7回の試験が行われ、合計百数十名の帰国留学生が官僚に抜擢された。表2に各年の試験結果をまとめた。1906年の第2次試験からは合格者を「最優等」、「優等」と「中等」の3つのレベルに分け、「最優等」の留学生は「進士」の身分を賜って、官僚に抜擢された。1906、07年は日本への留学生と比べて、欧米への留学生の方が進士となった人数が多かった。けれども1908年以降は、欧米から帰国した留学生数が横ばいなのに対して、日本から帰国した留学生数が急増し、大幅に欧米組を上回った。その上、欧米留学経験のある嚴復、詹天佑にかわって、伝統的な学問を重視する張之

表2 帰国留学生登用試験の結果

		1905年	1906年	1907年	1908年	1909年	1910年	1911年
最優等	日本 (比率)	7 (50%)	0 (0%)	2 (8%)	12 (12%)	9 (4%)	43 (10%)	27 (6%)
	欧米 (比率)		8 (47%)	5 (42%)	3 (57%)	4 (31%)	17 (44%)	30 (63%)
優等	日本		2	12	41	44	59	111
	欧米		3	4	4	8	15	12
中等	日本		13	11	47	199	309	307
	欧米		5	3		1	7	6
合計	日本	14	15	25	100	242	411	445
	欧米		17	12	7	13	39	48

出所：黄福慶（1975）74ページ。比率は筆者算出。

洞が試験を主管するようになったため、出国する前にすでに国学を身につけていた日本留学組が優位に立ち、成績は欧米組を凌駕した。しかし、進士の人数を合格者数で割れば、欧米組の比率の方が日本組より大幅に高かった。要するに、帰国留学生登用試験に合格した日本留学生は、人数上は欧米留学生より多かったが、欧米留学生の方が「少数精鋭」であったことは明らかである。

1908年から、帰国留学生登用試験は、留学生の能力を確かめる役割を果たすとともに、過去の科挙を倣った官僚任用試験、「廷試」としても実施されることとなった。1908年の「廷試」の対象者が1907年の留学生登用試験の合格者であるというように、「廷試」は留学生の能力を確認した後の翌年に実施された。登用試験と「廷試」の成績を総合的に考慮した上で、留学生に官職を与え、地方や中央政府機関に配属するという留学生登用制度ができあがったのである。表3に、1908年から行われた4回の「廷試」で採用された官員の専攻をまとめておく。これをみればわかるように、1908年以降、帰国した日本留学生数が急増するにつれ、法政を専攻した留学生の比率が極めて高くなった。清朝政府は商・工・農などのいわゆる実業の分野における人材の養成を重視し、留学奨励政策をとったが、やはり「法政科の卒業生と比べれば、実業を学んだ留学生は明らかに少なかった」と言わざるをえない。

清末の留学生登用試験制度は模索の段階にあり、過去の科挙制度の影響を受けているところも多かった。試験の内容が不合理なところが

あったこと、登用された留学生の昇進が速すぎたこと、職位が少ないのに登用される留学生が多すぎて実際には任用されない者が多かったこと、留学生を専攻に合わない官職に配属したことなど、当時においても帰国留学生登用試験に対して批判があった⁵。けれども、改革に必要な新しい知識を身につけた留学生を選び出し、任用する面において、留学生登用試験制度の作用が大きかったことは否定できない。特に、政治、法律、教育改革の需要に合うため新設された機関において、多くの帰国留学生が任用された。以降20年間にわたり中国の教育、外交、金融および地質学などの自然科学の研究分野においてリーダーに成長した人物の多くは清末の留学生登用試験を通じてキャリアを始めた者である⁶。

3. 法政留学生の歴史貢献

前述のとおり、日本への留学生のうち法政を学んだ者の比率が高く、帰国留学生登用試験を通じて官僚として任用され、清朝政府の「新政」改革に直接参与した者も多い。本章では、清末において政治と法律の改革が推進された過程での法政留学生の活動を検証する。

3.1 法政留学生と立憲運動

中国の立憲運動を論じる際には日本のことを避けることができないほど、日本から受けた影響が大きかった。中国において、専制君主制から立憲君主制への政治体制の変革が試みられた

表3 「廷試」採用留学生の専攻の分布

	1908年	1909年	1910年	1911年	合計	比率(%)
法政科	14	75	235	267	591	65.0
商科	3	9	21	55	88	9.7
文科	1	0	8	11	20	2.2
工科	7	13	21	60	101	11.1
農科	8	7	12	27	54	6.0
医科	6	2	9	11	28	3.1
理科	1	5	7	12	25	3.0

出所：王煥琛（1980）861-954 ページより筆者作成。

⁵ 周君閑（2007）21-32 ページ。

⁶ 同上論文、33-46 ページ。

のは、日清戦争敗戦の2年後、1898年の「戊戌変法」からだとされている。康有為、梁啓超をはじめとする維新派は、改革において、実権を握っていない光緒皇帝を頼り、上（中央政府）から下（地方政府）への政治体制の改革を試みた。「戊戌変法」はわずか103日後に失敗し、康、梁は日本への亡命を余儀なくされた。これ以後日本は立憲派の活動の拠点となった。明治維新以降日本では、西洋の学問、特に政治体制に関する翻訳が豊富であった。これらは中国の改革の理論面に大きく貢献した。また、このような理論を学んだ日本留学生等は、人材面における改革の基礎となった。1905年まで清朝政府は政治体制の改革を拒否していたが、民間レベルでは、立憲君主制への改革の理論と人材が日本において確実に蓄積されていたのである。1905年の日露戦争における日本の勝利は、立憲君主制の専制君主制に対する勝利であるとの認識が広がり、中国においても民間から政府に対する政治体制改革の要請が高まり、清朝政府も改革の必要性を痛感し、立憲改革に着手した。これにより法政を学んだ日本留学生が活躍することとなった。

1905年に清朝政府は皇族・載沢など5大臣をはじめとする憲政考察団を日本、イギリス、フランス、米国、ドイツなどの諸国に派遣した。101人の随行人員の中には、陸宗輿、唐宝鐸等日本留学生が11人おり、彼らは通訳、資料の収集などに協力した上、5大臣の帰国報告書にも彼らの意見が反映された⁷。

1906年に清朝政府は「予備立憲（憲政の準備）」を宣言し、憲政編查館、諮議局、資政院などの機関を相次いで新設し、多くの日本留学生を抜擢した。憲政編查館の前身は1905年に設けられた考察政治館であり、主に日本と西洋諸国の政治制度を研究した上で、立憲改革案を提出する役割を果たした。憲政編查館では留学経験のある職員47人のうち、41人が日本留学生であった上に、憲政編查館の核心機関である編制局では21人の職員中、16人が日本留学の経験があり、章宗祥は編制局の副局長であっ

た⁸。1908年に清朝政府が頒布した「欽定憲法大綱」は、日本で1889年に公布された憲法を手本にして制定されたものであるとされている。ここに間接的に日本留学生の地位が反映されているということができよう。

1908年に、清朝政府は「各省諮議局章程」と「諮議局議員選挙章程」を頒布し、各省（日本の県に相当する）に諮議局の設立を指示した。民主選挙により選ばれた諮議局議員は地方政府の官僚を監督する権力を与えられたため、これは中国における最初の民主主義の実践であったといえる。浙江省諮議局を例としてみると、日本から帰国した留学生議員の活躍がわかる。1909年に浙江省諮議局が設立され、法政大学卒業生であった陳時夏と沈鈞儒が副議長を務めた。留学生議員は、議員総数の13%を占めるにすぎなかったにもかかわらず、議会会議での提案の40%は諸輔成、阮性存、劉耀東など日本留学の経験のある中堅議員によって提案されたものであった⁹。1909年の時点で、全国21省に諮議局が設立され、各諮議局には議長1名、副議長2名がおかれた。選出された合計1643人の議員のうち149人は帰国した日本留学生であった¹⁰。さらに、1911年には合計81人の議長・副議長のうち、22人が日本留学の経験があり、21省のうち13省の諮議局では日本留学生が議長・副議長の地位を占めた¹¹。

1910年に資政院が正式に設立され、年に2回会議を開くこととなった。資政院の性質は諮議局と同じであったが、議題は国家の財政予算案、税法、国債、憲法以外の法律の制定と修正に関することといった、国政の事務であった。資政院の議員は200名で、そのうち100名は皇帝に指名された者（欽選議員と呼ばれる）で、ほとんどが皇族と中央政府の高級官僚であったに対して、他の100名は各省の諮議局議員から選出された者（民選議員と呼ばれる）であった。4名の総裁・副総裁を除いて、196名の資政院議員のうち、12名の欽選議員と29名の民選議員の、合計41人が日本留学生であった¹²。浙

⁷ 尚小明（2002）156-159ページ（附表1を参照されたい）。

⁸ 同上書、7ページ。

⁹ 王柯（2011）198ページ。

¹⁰ 尚小明、前掲書、24ページ。162-175ページ（附表3を参照されたい）。

¹¹ 同上書、25ページ。

¹² 同上書、29-30ページ。175-182ページ（附表4を参照されたい）。

江省のように積極的に留学生を日本へ派遣した地方では、日本留学の経験のある議員の比率が一層高かった。浙江省諮議局は資政院に14名の資政員を推薦したが、そのなかには日本留学の経験をもつ議員が9名いた¹³。上述したように、立憲改革案を考察する中央機関においても、地方・中央の議会においても日本留学生の比率が高かった。

3.2 法政留学生と法律改革

清朝政府の法律改革は立憲より早く、1902年には西洋諸国の法律を参考に、刑法の修正に着手した。1904年に修訂法律館を設立し、外国法の翻訳、中国法の修正に努めていた。1904年から1905年までに修訂法律館は『ドイツ刑法』、『ドイツ裁判法』、『ロシア刑法』、『日本現行刑法』、『日本改正刑法』、『日本陸軍刑法』、『日本海軍刑法』、『日本刑事訴訟法』、『日本監獄法』、『日本裁判所構成法』、『日本刑法義解』、『フランス刑法』という12の外国法を翻訳した¹⁴。修訂法律館の発足期においては、明らかに日本法の比率が高かった。1910年までに『日本商法』、『ドイツ海商法』、『米國破産法』、『英国公司法論』、『日本改正民事訴訟法』、『国際私法』などの合計69の法律が翻訳されたが、そのうち日本法が29に達した¹⁵。つまり、外国法の翻訳において日本留学生が大いに貢献した。

1907年からは、法律改革は、本来の法律に対する修正と、新法律の制定という段階に入り、修訂法律館の下に民・商法を編纂する第一科と、民事・刑事訴訟法を編纂する第二科が設けられた。同年11月に、30人が修訂法律館に任用されたが、そのうち欧米留学生は5人しかいなかったのに対して、章宗祥、曹汝霖、陸宗輿等日本留学生は14人に達した¹⁶。1907年から1911年まで、修訂法律館は『大清新刑律』、『大清民律草案』、『大清商律草案』等の法律を修正・編纂した。要するに、日本から帰国した法政留

学生は清末の立憲・法律改革に大いに関与していたのである。

3.3 法政留学生と教育

日本から帰国した法政留学生は、前節で述べたように積極的に清末の政治・法律改革に関与していたのみならず、各地の教育、特に法政教育の展開にも力を注いだ。これに関する先行研究は少ないため、浙江官立法政学堂と私立法政学堂の例だけをあげよう。浙江官立法政学堂は阮性存などの提案をきっかけとして、1907年に創設された。成立当初は講習班しか設けられず、1909年に3年制の正科が始まった。科目の設置は日本の法政大学が中国人留学生のために設けたカリキュラムとほとんど同じで、民法、刑法、裁判所構成法、国際公法などのほかに、外国語として日本語も設けられた。1910年の統計によると、当時学堂の22名の教員のうち、17人は日本留学の経験があった。法政大学卒業生は7人、早稲田大学、明治大学の卒業生はそれぞれ2人いた¹⁷。一方、浙江私立法政学堂は、法政大学速成科出身の陳敬第により1910年に創立されたものである。同校は法律、経済、政治の正科と別科を設け、科目は官立法政学堂に倣って設置した。官立法政学堂からの兼任教員を含めて、40数人の日本留学生がそれぞれの科目を担当していた¹⁸。

また、もう1つ興味深い現象がある。1906年に設立された浙江兩級師範学堂¹⁹の前後3人の監督は法政大学速成科の卒業生であった²⁰。最初の監督邵章は、1903年に進士の資格を授けられ、1904年に日本へ留学して法政大学速成科に入学した。1906年卒業後に帰国し、浙江兩級師範学堂の監督を務めた。彼は日本の経験を取り入れることを重視し、教育視察と留学生から教員を募集するために王廷揚を日本に派遣した。王は邵章と法政大学速成科で同じクラスに所属していた。帰国後に兩級師範学堂の創

¹³ 王柯、前掲書、198ページ。

¹⁴ 尚小明、前掲書、113-114ページ。

¹⁵ 同上書、114ページ。

¹⁶ 同上書、116ページ。

¹⁷ 大里・孫(2002)122-123ページ。各教員の担当科目については、「浙江官立法政学堂教員一覧表」を参照されたい。

¹⁸ 同上書、124-125ページ。

¹⁹ 兩級師範学堂とは、小学校の教員を育成する初級師範と、中学校の教員を育成する優級師範のことを指す。

²⁰ 大里・孫、前掲書、115-117ページ。

設に関与し、特に教員募集に力を入れ、多くの日本留学生を招致した。王は邵に次いで2代目の監督になった。3代目の監督・沈鈞儒も法政大学速成科の1907年の卒業生であった。要するに、法政留学生は地方の師範教育にも関与していた。その原因は、科挙を通じて進士などの資格を持っていた知識人が、留学の経験を加えて、帰国後に容易に紳士階層に昇進することができ、教育をはじめとする地方事務に対して発言力が強まりつつあったからだと考えられる。

4. 師範留学生の歴史的貢献

清朝政府の有識者は、日本が明治維新後に一躍強国になった原因が教育の発達にあると考え、中国において教育改革を行なう必要性を認識した。しかし、学制の改定、新学制の実施、新学校の開設などの改革を推進するためには、小・中学校教員から教育行政の官僚まで様々な教育人材が必要であった。そこで、清朝政府は教育人材の養成も日本に委託した。すなわち師範留学生の派遣も留学政策の重要な一部分であった。本章では、中国の教育近代化の発足期における日本への師範留学生たちの貢献を明らかにする。

4.1 日中の教育の差

日本は1871年に全国の教育を統括する文部省を設立し、翌年に「学制」を發布して全国民に一律な教育を提供し、小学校、中学校と大学からなる3段階の近代教育体系を全国的規模で実現する方針を明らかにした。それ以降の約30年間絶えず教育改革を推進した。1900年には、小学校令を發布し、義務教育年限を4年から6年に延長する準備措置をとり、授業料の徴収を廃止した。1904年から学齢児童(6-14歳)

の就学率は男女とも90%を超えた²¹。

一方、日本と比べて中国の教育、特に全国民に向けて提供すべき初等教育の立ち遅れは、明らかであった。一例を挙げれば、1902年に教育制度を考察するために来日した呉汝綸²²は、東京朝日新聞の記者に上陸以来の感触を聞かれた際に、「小学教育の普及にして寒村僻地も小学校の設けあらざるなく就学児童も義務教育年齢者中の百分の九十てふ一事は最も驚嘆したる」と、「至る処女学校設けられ妙齡の児女が上下貴賤を問はず争ふて学に就くの実況は称讃して置かざる所なり」という2点を挙げている²³。また別の一例として、1908年に清朝政府がその後9年の改革計画を年ごとに明示した「九年予備立憲逐年推行籌備事宜清單」において、国民の識字率について、1913年に1%、1914年に2%、1915年に5%に達するよう設定していたことがあげられる²⁴。この2例をみると、当時の中国では全国民向けの初等教育がきわめて立ち遅れ、それを発展させることが急務であったことがわかる。「新政」を励行していた清朝政府は1902年に「欽定学堂章程」(「壬寅学制」とも称する)を發布した。実施には至らなかったが、教育体制の改革を推進する方針を定めた。1904年には日本の教育制度に倣って作られた「奏定学堂章程」(「癸卯学制」とも称する)が發布され、制度上において幼稚園(「蒙養院」と呼ぶ)、小学、中学から大学ないし大学院(「通儒院」と呼ぶ)までの近代教育体系が築きあがった。しかし、全国範囲で改革を推進するだけの教育施設、特に教員が極めて不足、ないし皆無の状態であり、特に4億人の人口を抱える国において全国民向けの基礎教育を発展させるには、小・中学校の教員に対する需要が至急かつ膨大であった。したがって、最初の数年間において、清朝政府が、教育分野の留学生派遣を、速成科を中心にしたこともやむをえないことであった。だが、1907年以降、留学生の質の引き

²¹ 文部科学省、http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198101/ (アクセス日: 2012年3月20日)。

²² 呉汝綸(1840-1903) 清末の碩学であった。清朝の文壇を支配した桐城派古文の末代当主ともいえる大儒でありながら、新学にも理解があり、『天演論』の訳者で近代中国に進化論など西洋思想を導入した先駆者である厳復から「生平第一知己」と仰がれたほどの人物である。1902年、京師大学堂の総教習を依頼された呉は、それならまず教育制度を視察に行かせてくれ、ということになり日本を訪れた。呉は滞日中63歳の高齢を顧みず、毎日を参観や特別聴講に費やし、意見交換から文人交遊まで、5ヵ月間も視察を続けた。厳(1991)、16-17ページ。その後、呉は日本での考察記録を編集して、日本の三省堂から『東遊叢録』を出版した。『東遊叢録』は詳しく日本の教育制度を紹介しており、1904年の「奏定学堂章程」の制定に大いに影響を与えたとされている。

²³ 厳安生(1991)66ページ。

²⁴ 周業中・江国華『博奕与妥協: 晚清予備立憲評論』武漢大学出版社(2010)432ページ。

上げをめぐる一連の政策、特に「五校特約」の締結をきっかけとして、東京高等師範学校へ入学した師範留学生の数が増えた。

4.2 師範留学生と中国における新式教育の展開

国内における小学校と初級師範学校の教員に対する大量かつ至急な需要を満たすために、最初の師範留学生は、宏文学院などの予備教育機関で中国語の通訳を通じて、「速成的」に普通学の知識と初級の教学法を学習し、帰国後に初等教育の展開に身を投じた。1909年には、中国の学校数は、1903年と比べて73倍増の59,177校に達し、学生数は1,639,641人と1902年の225倍になった²⁵。帰国した速成師範生の作用が大きかったと考えられる。例えば、貴州では1904年の前半に51人、そのうち29人を速成師範生として日本に送り出した。これらの留学生が帰国後に各地に配属され、小中学校が創設された。周恭寿は1人だけで貴陽において小学校10校と、中学校1校を設けた。雲南省の留学生の場合は、1904年に送り出した40名の速成師範生のうち、1906年には30人が帰国した。蔣谷1人だけで小学校百数十校を創設した²⁶。残念ながら、彼らの中の大部分は中国の教育史に名前さえ残されていない。

しかし、中国において教育を興す意義を痛感し、自ら学校を創設して見事な実績を残した人物もいた。湖南省の第1期速成師範生であった胡元倓はその一例である。胡は1902年に宏文学院の速成師範科に入学し、同年に帰国した。1903年3月に、友人の龍氏兄弟の協力と出資を得て故郷で私立中学校・明德学堂を発足させ、学生百数十名を募った。同年の冬に速成師範科を新設し、成人を集めて新知識を授けた。翌年さらに経正中学校を併設すると同時に、系列女子校の湖南民立第一女学を作ったり、中華民国樹立後には北京や武漢に明德大学などを増設したりした。辛亥革命の勝利後に、胡元倓は革命

家だった黄興に対して、「流血革命は険しいが行ない易く、磨血（血をすりへらす）革命は穏やかなようで行ない難い、あなたは革命を唱えて流血の事業にあたり、私は教育を興して磨血の人である²⁷」、というように自分の志を解釈した。胡は一生にわたりこうした初志を貫いた。明德中学は中華民国時期のトップレベルの中学校となり、中国中部における新式教育の拠点へ発展し、数多くの人材を育成した。

胡元倓の短期的に日本に滞り、帰国後に民間レベルで学校を興したというような人生と比べると、範源濂は異なった人生を送った。範は梁啓超の招きで1899年に日本に留学し、1905年に東京高等師範学校を出て帰国した。合計6年にわたった期間において、範は教育学の知識を吸収するのみならず、宏文学院の講義通訳者として活躍し、教育専門家であった嘉納治五郎と関わりも深かった。帰国後にこのような経験を生かして、京師大学堂師範館の日本人教習部宇之吉の通訳及び法政学堂の日本人教習の助手となった。1906年に学部の主事補を拝命し、これから順調に出世の道に入った。1912年に中華民国政府が成立した時にも、彼の能力が認められ教育部（日本の文部省に相当する）次長となった。政治が極めて不安定だった中華民国（北京）政府期（1912 - 1928）において、範は7回、通算3年2ヶ月余り教育部総長を務め、清末民初の教育制度と教育思想に強く影響を及ぼした人物である²⁸。

範源濂をはじめとして予備教育を経て高等師範学校を卒業した留学生は、1905年ないし中華民国成立以降に、徐々に教育行政、中等・高等教育分野で昇進し、影響力を発揮し始めた。1912年に新設された教育部において日本留学の経験のある官僚が26人²⁹、その中に14人は宏文学院また東京高等師範学校出身の師範留学生であった³⁰。教育行政だけではなく、もし各師範学校での教育の現場に目を向ければ、師範留学生の活躍ぶりがわかる。例えば、浙江官立両級師範学校では経亨頤（東京高等師範学校・

²⁵ 厳、前掲書、84ページ。

²⁶ 尚、前掲書、60ページ。

²⁷ 厳、前掲書、81ページ。

²⁸ 範源濂の生涯と貢献については、経（2005）124-128ページを参照されたい。

²⁹ 同上書、109ページ。

³⁰ 同上書、114ページ。

数学科)、銭家治(同校・歴史地理科)、張邦華(同校・化学科)、許寿裳(同校・地理歴史科)、楊乃康(早稲田大学清国留学生部・師範科)などの帰国留学生が教鞭を執っていた³¹。また、1913年に設立された北京高等師範学校³²には、校長陳宝泉(宏文学院速成師範科)をはじめとして、東京高等師範学校卒業生の陳英才(化学)、彭世芳(植物)、楊立奎(物理)、黄恭憲(数学)と広島高等師範学校出身の陳映璜(動物)が教員を務めていた³³。

上述のように、日本から帰国した師範留学生は、教育制度の改革を主導する中央機関において自分の教育思想を主張し、直接中国の教育改革の方向に影響をおよぼしたこと、また師範学校の教壇に立ち、中国の師範教育の発展に尽力することを通じて、大いに役割を果たしたといえるであろう。

5. 陸軍留学生の歴史的貢献

日清戦争の敗北で清朝政府は軍隊の重要性と中国の軍隊の立ち遅れを痛感し、新式軍隊の組織・訓練への需要が強かった。一方、日本側は、軍事留学生を日本に派遣することについて清朝政府に働きかけた。1897年に陸軍大佐の神尾光臣が張之洞などの地方実力官僚を訪問し、英・日と連携し、ロシアに対抗するよう力説した。さらに1899年に、陸軍大佐の福島安正は劉坤一を訪問し、日本が清国青年を教育する意図を伝えた。このように意外にも中国留学生の受け入れについて、日本陸軍系の将校が活躍していた。結局、日中両国は日本陸軍士官学校で清国軍人を訓練することに合意し、清朝政府の新式軍隊の人材育成も日本に頼るようになった。清朝政府は海軍留学生も日本に派遣したが、陸軍留学生と比べれば影響が弱いため、本章では陸軍留学生を焦点に置くことにする。

5.1 陸軍士官生の派遣と教育

清朝政府による最初の軍事留学生の派遣は、1898年に浙江からの呉錫永等4人、湖北からの徐方謙等24人、南・北洋からの20人であった。その後の数年間も、軍事留学生はほぼ実力派の地方官僚によって派遣された者であった。彼らは日本の軍事教育の予備学校・成城学校に入学した。1903年に成城学校が中国軍事留学生の受け入れを停止するまで、1900年に45人、1901年に30人、1902年に7人、1903年に93人の、合計175人の卒業生を輩出した。

1903年から中国人軍事留学生に対する予備教育を実施する機関が振武学校に変わった。振武学校の課程では日本語のほかに、代数、幾何、地理、歴史、化学、物理、体操などの普通学(基礎教育)の課程も重視されていた。創設された時には、振武学校の修学年限は15ヵ月であったが、数度の調整を経て、1905年には3年制になった。振武学校を卒業した後に、士官候補生として各連隊に配属され、1年の軍事教育を受けた後に陸軍士官学校に入学した。士官学校には歩兵、騎兵、砲兵、輜重兵等のコースがあった。士官学校での1年半の教育を経て、再び見習士官として各連隊に配属され、半年後に士官資格が授けられるというプロセスであった。振武学校の卒業生のうち、少数は憲兵練習所、陸軍經理学校、測量技修所に入学した。1900年から1910年までに士官学校の卒業生は、十期で673人に達した³⁴。

陸軍士官学校を修了した後に引き続き日本の高等軍事教育機関に入学することは、困難であった。日本との交渉を重ね、ようやく1910年に張承礼など6人を戸山学校、史久光など6人を砲工学校、陳模など3人を騎兵学校、陳毅など3人を野戦砲兵射撃学校に入学させた。ただ、軍事の秘密にかかわりのある講義については、留学生は聴講不可であった。

³¹ 大里・孫、前掲書、116-120ページ。

³² 北京高等師範学校の前身は1902年に設立された京師大学堂師範館である。その後は、京師優級師範学堂(1908年)、京師優級師範学校(1912年)、北京高等師範学校(1913年)を経て、1923年に北京師範大学に昇格した。北京師範大学は現在中国で一流の大学である。

³³ 経、前掲書、142ページ。

³⁴ 黄福慶(1975)39ページ。

5.2 陸軍留学生の歴史的地位

清朝政府は、軍事留学生の抜擢に帰国留学生登用試験以外の制度を適用していた。軍事留学生はほとんど官費留学生であるため³⁵、帰国後は派遣機関に戻って任用されることが多かった。清末の帰国軍事留学生は主に以下の3つの機関に登用された。

まず、軍隊改革を実施する中央機関である。1903年に改革の中央機関として設けられた練兵処は、1906年に、権力を一層中央政府に集中するために陸軍部に改められた。1909年に日本の参謀本部に倣ってさらに陸軍部を軍諮府に改めた。練兵処、陸軍部、軍諮府のいずれの時期においても日本陸軍士官学校の修了生は重用され、軍隊の改革に関する様々な制度・章程を整備させた。良弼、呉禄貞、万廷献、蒋作賓などが代表的人物であった。

さらに、軍事学校の総弁、監督、総教習、教官に任用された。雲南陸軍講武堂、広西陸軍小学堂、北洋陸軍速成学堂、北洋軍官学堂、山西陸軍小学堂、四川陸軍講武堂などの軍事学校が設けられ、日本陸軍士官学校の修了生らは総弁を務めていた。中華民国が成立した後でも、士官学校出身の留学生は依然として重要なポストを占めていた。例えば、中央政府により設立された保定陸軍軍官学校の前後8人の校長のうち5人(62.5%)、陸軍大学の前後11人の校長のうち8人(72.7%)が士官生であった³⁶。地方においても、雲南、四川、広西、湖南など各地の陸軍講武堂や陸軍小学堂では、日本から帰国した軍事留学生が管理者または教員として活躍していた。日本陸軍士官学校第1-9期の590人の卒業生のうち、軍事教育に従事した者は2割近く(103人)に達している³⁷。

もちろん大部分の陸軍留学生は軍隊に編入され、将校・士官になった。蒋百里は東北地方へ、蔡鏜は雲南省へ、孫伝芳、周蔭人など北洋出身

の帰国留学生は袁世凱の元に戻った。1911年の辛亥革命まで、新軍の85名の協統のうち27人は士官学校の出身であり、31.7%を占めていた³⁸。革命思想を抱いた陸軍留学生が新軍に参入したため、1911年に辛亥革命が勃発した際に、南方の新軍は清朝政府に反する重要な軍事勢力となった。1912年に中華民国政府が成立したが、強力な中央政府と安定した政治は実現できず、特に1916年から1928年までの十年余りにおいて、中国は軍閥混戦の局面に陥った。その背景には士官生の影響も小さくなかった。陳志讓の統計によれば、1912年から1928年までに団長・団長以上を務めた1300人の将校のうちで出身が明確であった者の中で、117人は日本留学の経験があったのに対して、保定陸軍軍官学校の卒業生は61人、天津武備学校の卒業生は29人、清朝軍隊の出身者は22人しかいなかった³⁹。舒新城は次のように指摘した。「現在軍事権力を握っている軍人は、10人のうち7、8人の名前が、日本の士官学校の丙午同窓録と振武学校一覧に載っている。中国において軍閥がこんなのにさばっていることに対して、日本への陸軍留学生らは大部分の責任を負うべきである」⁴⁰。

6. 新知識・新思想の導入に関する日本留学生の貢献

法政、師範、陸軍留学生はいずれも来日後に、日中の間の大きな差を痛感し、母国の国民の目を覚ますために日本書籍の翻訳と雑誌の編集を通じて、積極的に新知識・新思想を中国国内に紹介した。この時期、西洋の政治、法律などの学問において、日本人の学者によって漢字で翻訳された専門用語が大量に中国に伝わった。今日でも使われているこれらの語彙は、清末期に日本が中国に与えた文化的な影響の特徴も反映

³⁵ 1902年に、留学生監督だった蔡鈞が私費留学生の成城学校への入学を断ったことから、留学生たちが清国大使館を囲み、蔡が日本の警察を呼んでこれを鎮圧するという、いわゆる「成城学校入学事件」が起こった。清朝政府は革命派が軍事学校に入学することを一層恐れるようになり、1904年5月に「選派陸軍学生分班遊学章程」を頒布し、私費留学生の軍事学校への入学を禁じると同時に、官費留学生の派遣も、地方政府に推薦された学生は必ず中央政府の練兵処の選考を経なければならないというように引き締められることとなった。

³⁶ 姜新(2011)131ページ(附表1を参照されたい)。

³⁷ 同上論文、132ページ(附表2を参照されたい)。

³⁸ 尚、前掲書、94ページ。

³⁹ 張玉法(1987)10ページ。

⁴⁰ 舒新城(1933)212ページ。

している。本章では、日本留学生の文化的な面における中国社会への貢献を明らかにする。

6.1 書籍の翻訳と雑誌の出版

日清戦争の敗戦をきっかけとして、康有為・梁啓超などの維新派をはじめとして、中国人の知識層はいっせいに目を日本に向けた。日本の書籍を翻訳したり、日本の事情を紹介し始めた。1898年の「戊戌変法」が失敗した後に、康、梁は日本への亡命を余儀なくされた。留学生と日本に亡命した政治家が増えるにしたがって、日本は中国へ新しい思想を伝える拠点となっていった。媒介は正に彼らの翻訳した書籍と編集した雑誌・出版物であった。

日本に亡命後の1899年2月に、梁啓超は『清議報』を創刊し、「論学日本文之益」を発表した。日本における西洋学問に関する書籍の出版の隆盛ぶりを以下のように紹介した。「日本は明治維新以来の30年間に、世界中から知識を求め、翻訳・著作した書籍が1000種を超えた。特に、国民の智を開化し、国家を強大化するために必要な政治学、資生学（当時は理財学とも称された、今日の経済学）、智学（哲学）、群学（社会学）に関しては詳細である」。また、梁は日本語書籍を読み、中国にいた時に触れたことのない新知識を吸収できたときの興奮を、「暗い室で日光を見るかのような」と形容した。したがって、梁は西洋の学問を志す若者が日本語を学ぶべきだと働きかけながら、自ら『清議報』、『新民叢報』を編集し、新知識を中国に紹介することに努めていた。もちろん、日本に来てから中国の強大化に必要な新知識・新思想に触れ、それらを積極的に中国に紹介しようと努力していた人は梁啓超だけではなかった。梁の後に日本にきた数千人の留学生がその役割を果たしており、一時的に「朝は教室に授業を受け、知識を学び、夕方はずでにそれを翻訳して母国に貢献した」というような状態になった⁴¹。

日本留学生によって編集された出版物は書籍のほか、雑誌やパンフレットもあるが、その内容には以下の3つの種類がある。第1は、単に西洋の政治学、法学、経済学などの知識を紹介

したものであった。ここでは、留学生の最初の翻訳団体であった訳書彙編社の一例をあげよう。東京専門学校(後の早稲田大学)留学生だった戩翼輩たちは1900年に訳書彙編社を作り、月刊『訳書彙編』を創刊した。訳書彙編社は欧米と日本の社会政治学説を中心とする著書を翻訳し、『訳書彙編』に連載した。同じ内容の『物競論』（加藤弘之著）、『国家学原理』（高田早苗著）、『欧米日本政体通覧』、『法律学論綱』といった単行本も出版した。西洋諸国の著書を日本語から重訳したものが多かった。第2は、同盟会の機関紙『民報』をはじめとする革命派の革命宣伝であった。鄒容の『革命軍』と陳天華の『猛回頭』は中国において大きな反響を呼び出し、有名な例であった。第3は、小学校から大学までの教科書であった。陸世芬は教科書訳輯社という翻訳団体を設け、日本の中学校の数学、地理といった科目の教科書を編訳していた。早稲田大学の留学生らは早稲田大学の法律、政治、経済科などの講義を翻訳し、「早稲田大学の中国留日法政理財科講義」を出版した。

表4-1は中国に1850年から1899年までの50年間における書籍の翻訳状況で、表4-2は1902年から1904年までの3年間の翻訳状況である。対比して見ればわかるように、20世紀初頭に訳書の数が過去50年間の訳書数に相当したのみならず、そのうち日本から翻訳されたものの比率は6割を超え、重点も自然科学から社会科学まで広がった。

ところが、この時期において日本から翻訳された訳書の質の問題については、「みないわゆる『梁啓超式』の輸入で、組織もなければ選択もない、学派の区別もわからぬありさまであった、ただ多ければよしとしたのである。社会もまたそれを歓迎した。おそらく、長年のあいだ災害地であった民衆が、草の根、木の皮、凍りついた雀、腐った鼠でさえも大喜びで満足し、よだれをたらしてむさぼるようなものであったろう。消化が可能かどうかは問題でなく、まして病気になるかどうかなどは、問題にもならなかった。また実際に、それに代替しうる衛生的な良品もない⁴²。」と梁啓超が指摘したようなありさまであった。

⁴¹ 「法学協会雑誌序」『東方雑誌』1911年第5期。

⁴² 梁啓超（2010）『清代學術概論』広西師範大学出版社117ページ。日本語の訳文は張（2009）206ページを引用した。

表4-1 中国の訳書状況（1850年-1899年）

	イギリス	米国	フランス	ドイツ	ロシア	日本	その他	比率 (%)
哲学	5	1					4	1.8
宗教	3	1					1	1.0
文学	1	1					1	0.5
美術	1						1	0.3
歴史・地理	25	10	1	1	2	16	2	10.0
社会科学	23	5	2	6		6	4	8.1
自然科学	96	26	3	2		32	10	29.8
応用科学	123	33	6	16		29	23	40.6
その他	9	5	1	4		3	23	7.9
合計	286	82	13	29	2	86	69	
比率 (%)	50.5	14.5	2.3	5.1	0.3	15.1	12.2	

出所：黄（1975）183-185 ページ。

表4-2 中国の訳書状況（1902年-1904年）

	イギリス	米国	フランス	ドイツ	ロシア	日本	その他	比率 (%)
哲学	9	2		1		21	1	6.5
宗教	1					2		0.6
文学	8	3	2		2	4	7	4.8
歴史・地理	8	10	3			90	17	24.0
社会科学	13	3	3	7	2	83	25	25.5
自然科学	10	9	5			73	15	21.0
応用科学	3	3	3	14		24	9	10.5
その他	5	2	1	2		24	4	7.1
合計	57	32	17	24	4	321	78	
比率 (%)	10.7	6.1	3.2	4.5	0.7	60.2	14.6	

出所：表4-1と同じ。

6.2 日本語の漢字語彙の逆輸入

日本留学生によって日本語から翻訳された訳書が洪水のように中国に押し寄せた状況の証拠の1つは、今日なお中国人の日常生活でも頻繁に使われている、日本から逆輸入された漢字の語彙である。これらの漢字の語彙は現代中国語に大いに影響をおよぼした。権利、義務、社会といったような、そのまま日本語から翻訳された単語の数が多いのみならず、「積極的」というような「〇〇的」、あるいは「美化」というような「〇〇化」等、中国語単語の構成法も豊富になった。日本からの外来語に関する最初の著作は、1915年に日本留学生だった彭文祖が編集し、東京秀光社が出版した『盲人瞎馬之新名詞』である。その中には取締、手続、積極的、

消極的、承認、否認等65語が収録されていた。日本留学生だった余又蓀は『日訳学術名詞沿革』を編集し、哲学、社会学、心理学、絶対、主観、客観など西周によって翻訳された206語を収録した。言語学者である高名凱・劉正焱は『現代漢語外来語研究』（1958年）に日本から輸入された漢語外来語459語を収録した。劉正焱・高名凱・麦永乾・史有為が編集した『漢語外来詞典』（1984）では漢語外来語が887語に増えた。実藤（1960）は、「中国人のみとめた日本語来源の中国語」を784語紹介している⁴³。

実は、日本から翻訳された書籍が出る前に、少数の外国人宣教師と中国人知識人が、中国語の出来る外国人が西洋の単語を中国語に翻訳したものを西洋の知識のある中国人が手を加えるという方法を用いて、西洋の学問を中国語に翻

⁴³ 実藤（1860）396-402 ページ。

訳することに努めていた⁴⁴。英語ができ、自力で西洋の学術を中国語に翻訳した代表的な人物は嚴復である⁴⁵。商務印書館によって出版された嚴の翻訳書の付録、「中西訳名表」には嚴の翻訳した専門用語が482語収録された。ところが、その中で現在でも使用されているものはわずか56語しかなく、ほかはすべて日本から輸入した名詞に取り替えられた⁴⁶。それでは、嚴の翻訳はなぜ日本からの逆輸入に抵抗できなかったのか。以下の2つの理由が考えられる。1つは、英語を中国語に翻訳するのは、その80%が漢字である日本語からの翻訳より極めて困難であった。嚴の言ったように、1つの名詞を翻訳するには、十数日ないし1ヶ月の時間がかかった（「一名之立、旬月躊躇」）。なぜ、これほど時間がかかったかといえば、嚴にも原因があった。梁啓超は、1902年の『新民叢報』に嚴の翻訳した「原富」を以下のように批評した。「わざと先秦（221B.C.以前）の文体で翻訳されていたため、古代の書籍を多く読んだ人でなければ、ほとんど理解できない。（中略）流暢且つわかりやすい内容でなければ、どうやって学童に理解させるか？翻訳の目的は、文明思想を国民に理解させることであり、名著になることではない」。しかし嚴は、翻訳したものが無能な人のためのものではないと反論した。もう1つは、前節に述べたように、日本の書籍、文章、新聞記事を中国語に翻訳していたのは、数百ないし千人規模に達した日本留学生であり、わずか2、3年間で数百種類の図書を出版したり、数十種類の雑誌を発行したりしていた。これらの書籍と雑誌は洪水のように中国に押し寄せ、嚴1人の力ではこのような流れに抵抗するのは不可能であっただろう。このことも、清末期における日本留学の1つの特徴、すなわち「質」ではなく「量」の大きさにより中国社会に影響をおよぼしたことを裏付けてい

る。

7. 留学生派遣政策の効果と問題点

清末10年（1901年-1911年）において、清政府は迅速に西洋の文明・制度を中国に導入し、教育・軍事・政治体系の改革を実施するのに必要な人材を、出来る限り大量且つ迅速に育成するため、日本を第一、またはほぼ唯一の留学先を選んだというような留学生派遣政策をとった。つまり、清末留学派遣政策は日本中心と速成重視2つのポイントがあった。前の4章で、筆者はそれぞれ法政、教育、陸軍及び文化の面において、日本から帰国した留学生の歴史的貢献をまとめた。本章では、留学生と彼らに関する正の評価に限らずに、一層広い視野を用いて、清末時期における日本留学生の全体像を描いた上で、このような結果をもたらした清朝政府の留学生派遣政策の成功と問題点を指摘してみる。

7.1 日本を中心にした政策

アメリカの歴史学者 Reynolds は、清末の10年間を「日中関係黄金の10年」と呼んだ。清政府が推進していた新政改革は、日本の協力を得ており、改革の内容もすべて日本に倣い、改革の方向も日本に決定的に影響されていたといっても過言ではない。Reynolds (1993)、阿部 (2002)、大里・孫 (2002)⁴⁷などの先行研究では、この過程において最も重要な役割を果たしたのは中国に来た日本人顧問や教師等であったと主張し、日本で教育を受けた後に帰国した留学生がどのような役割を果たしたかについては余り言及していない。したがって、日本中心の留学生派遣政策は、清政府が日本をモデル

⁴⁴ 米国人 William Alexander Parsons Martin は1864年に『万国公法』を翻訳して、民主、特権、主権、自主などの概念を使った。1868年には『格物（物理）入門』で電学、力学、化学などの名詞を使った。その後、化学では、米国人 John Fryer と徐寿の貢献が大きかった。1872年には化学元素周期表を作り、化学元素の名称を漢字で定着させた。1871年から1896年までに77部の著作を翻訳した。数学では、英国人 Alexander Wylie と李善蘭が代表的な人物であり、彼らは幾何、方程、代数、微分、積分などの概念を翻訳した。

⁴⁵ 嚴復（1854-1921）は、14歳の時に福州船政学堂の操縦科に入学し、18歳で卒業した直後に、官費留学生として英国へ留学した。帰国後、福州船政学堂の教員になり、後に李鴻章によって北洋水師学堂の「総教習」に抜擢された。1895年2月から6月にかけて、『直報』に「論世変之亟」「原強」「辟韓」「救亡決論」という4論文を発表し、知識人階層において大きな反響を呼び、翻訳家として活躍するようになった。『天演論』（T.H.Huxley, Evolution and Ethics）、『原富』（『国富論』（Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Cause of the Wealth of Nations））、『法意』（『法の精神』）C.L.S.Montesquieu, L' esprit des Lois (The Spirit of Law) といった訳書がある。

⁴⁶ 沈蘇儒 (2000) 49-50 ページ。

⁴⁷ 大里・孫 (2002) 3-28 ページ、楊・田「清末留日学生教育の先駆者嘉納治五郎—中国教育改革への参与を中心に—」。

に新政改革を実施する方針の一部分にすぎず、新政改革の前半において、様々な新しい制度を制定したりしたのは張之洞、沈家本など改革思想を抱いた高級官僚と、嘉納治五郎、服部宇之吉などの日本人の専門家であったとしている。

しかし、これまで述べてきたように1896年から1911年までの間に日本に行った留学生、いわゆる「清末日本留学生」の貢献を評価すれば、日本の影響を「日中関係黄金の10年」に限定すべきではない。これらの留学生の大部分は1905年から実施された登用試験を通じて、エリート階層に登用されはじめ、改革の方向を主導する中央機関に入った者もいれば、地方行政機関、学校、軍隊で重要ポストを占めた者もいた。1912年の中華民国成立後には、範源濂などの帰国留学生が日本人顧問に取って代わり、政治、教育、軍隊分野における重要な勢力となり、影響力が一層に強まっていた。要するに、清末の新政改革は日本をモデルとし、日本を中心にした留学生政策をとったため、20世紀初旬の20年間にわたった政治、法律、軍隊、教育の近代化への改革は、日本人の専門家だけではなく日本帰国留学生による影響も大きいといえるべきである。

ところが、1911年に政権が崩壊するまで、清朝政府は主体的に、留学生の派遣先を、日本一極から、学ぶべき西洋の制度・文明の源であり、科学技術も発達している欧米諸国へ広めるという明確な政策方針の転換をみせず、具体的な施策もとらなかつた。これは、留学先の選択という点で大きな問題である。

7.2 速成に対する批判

清朝政府は、留学生政策において最初から速成を重視した。確かにこのような政策は迅速的に人材を育成する効果がある。大里・孫(2002)では、宏文学院と法政大学の速成法政科において施された師範と法政の速成教育は、教授陣が優れ、講義の内容も充実していたため、多くの教師と法政人材を送り出したことを明らかにした⁴⁸。本稿の第3、4章でも、成功した速成法

政・速成師範留学生の例を多くあげた。だが、速成教育だけを受けた留学生の大部分は、堅実な学問を身につけられず、帰国後も大きな役割を果せなかつたことも事実である。教育分野の例をあげれば、日本で学んできた柔軟体操といて日本舞踊の歩き方を教える教師もいたという。また、郭沫若は少年時代に学んだ省立の新式学堂の帰国留学生の教師について以下のように追憶している。「(日本から持ち帰った)ノートどおりに絵のようなローマ数字を教える以外には、練習問題をやればほとんど足し算さえ間違えるようなあわれな算数、東京の正則英語学校のテキストをそのまま用いても例の“ピー・エー・パ”、“ピー・オー・ポ”、“ピー・アイ・ピ”という綴りを半年教えた英語、1、2学期間習ったが私たちの力の限りを尽くしても五十音すら身につけなかつた……まったくもったいぶつただけの遊びの日本語、といったような講義しか受けられなかつた」⁴⁹。知識が浅薄であることは、師範生に限った問題ではないと考えられる。

清朝政府の速成の方針に加えて、1905年から実施された帰国留学生登用試験は、一層、堅実な学問ではなく単に学歴を追求する現象に拍車をかけた。帰国留学登用制度は1000年以上の歴史を持った科举制度に取って代わり、知識人が官僚階層に昇進する唯一の道となった。それで、いかにもっと簡単に、もっと早く卒業証明書を取得して、登用試験に合格するかということが、多くの留学生の関心事となった。留学の目的が学業でもなく、勉学にも熱情を持っていなかつた問題は、当時においても批判を招いた。「(多くの留学生が)官職を得ることを留学の目的にし、留学を単に官職を得る手段にした。それで、学校にいる時には考慮することが成績に対応する官職の高低はかならずなく、帰国した後には直ちに学業を捨て官僚になった」というように梁啓超はこの現象を批判した⁵⁰。

留学登用制度の不合理な点により、実業と理科を学んだ留学生が低級の地方行政機関に分配されることも多かつた。数年間堅実に理工系の科目を学んでも、その知識を発揮する場がないため、留学生は理工系を避け、比較的簡単に学

⁴⁸ 同上書、29-52 ページ。李「近代中国における日本留学生と日本の教育者たち—「速成教育」をめぐる論争を中心に—」。

⁴⁹ 嚴、前掲書、86 ページ。訳文は嚴による訳文をそのまま引用した。

⁵⁰ 梁啓超「初帰国演説辞」『飲氷室合集』(文集之二十九)中華書局、1989年、41 ページ。

表5 留学帰国者の社会的活動—現職別（1925・1931年）

単位：%

	官僚	外交官	政治家	軍人	大学教授	実業家	技術者
1925年	26.1	9.0	21.6	23.4	4.5	8.1	0.9
1931年	35.5	3.4	18.7	17.7	9.9	3.4	-
	医者	弁護士	ジャーナリスト	宗教家	その他	合計	
1925年	-	0.9	4.5	-	0.9	100.0 (111人)	
1931年	1.5	5.4	2.5	-	2.0	100.0 (203人)	

出所：阿部（2004）967ページ。

べる、その上に卒業証明書を取得して容易に政府機関に入れる法政科を選ぶ傾向があった。表5に示したように工業・農業などの実業分野および科学技術の分野において、日本留学を通じて育成された人材は極めて少なかった。

要するに、功利主義による法政と師範の速成教育を中心とした留学政策は、迅速に数多くの法政と師範人材を育成したが、知識が浅薄であったままに帰国した速成留学生の比率が高いという悪果ももたらした。1907年に「五校特約」が締結されるまで、清朝政府には、工業、商業、医学の高等専門学校と、高等学校を経て帝国大学へ留学生を入学させるという計画的な施策がなかった。もし1902年頃に速成留学生の比率を引き下げ、予備課程を経た留学生を日本の高等専門学校ないし大学へ送る政策をとってれば、1907年頃には、より堅実な知識を身につけた人材がどんどん帰国していたであろう。

8. 終章

20世紀初頭の中国には、近代的教育体系はできあがっておらず、英語や基礎レベルの数学、物理などの近代科学の知識を持った人材がほぼ皆無であったため、改革を遂行する人材を自力で育成することも、直接欧米諸国から学ぶこともできなかった。したがって、日本を第一の留学先に選定し、速成教育を中心に、大量の留学生を送り出すというような留学生政策が打ち出された。こうした背景で、日本に行った留学生は延べ1万人規模を超えた。たしかに本稿

の第3章から第5章でまとめたように、彼らの中からは中国の政治・法律・教育・軍事の改革に大いに貢献した人物も出た。したがって、日本を中心とした留学政策は、中国の改革を早く始動させるのについては人材を育成した効果があり、一時的な政策としては正しく、批判すべきではない。

一方、速成教育に偏った政策をめぐっては批判が多かった。嘉納治五郎と梅謙次郎などの日本人教育家は、中国にとって速成教育は必要であるが完全教育も重要であると主張し⁵¹、真面目に気長く学術を研修して大有為の人材を育成するため、宏文学院と法政大学速成法政科を創設した際には3年と1年半の比較的長期の課程も設けた。残念ながら、清朝政府にはこのような眼光がなく、留学生政策は速成教育に偏り、速成留学生の比率が高すぎた。結果として、1920年代に中国社会において活躍した日本留学生には、大学教授、医師、技術者などの堅実な知識と実力を身につけた者は極めて少なかった。日本留学生には、名利・権力を争い合い、政治の混乱をもたらした政治家、官僚、軍人がばかりであるという悪名が高かった。この点については、清末期における留学生政策の失敗を真剣に検討すべきであろう。

謝辞

本稿は、筆者が同志社大学外国協定大学派遣留学生制度によりアメリカに留学中に執筆したものである。指導教員の三好博昭・総合政策科

⁵¹ 例えば、1902年に中国訪問中の嘉納治五郎は管学大臣張百熙との会談で、速成的な教育は「大急務」のため仕方ないことであるが「根底ある教育は決して速成を以て期すべからず、必ずや普通教育を終り、専門教育に入り深遠なる研究に身を委せしものに頼らざるべからず」と述べ、「速成的留学生を派遣すると同時に、少年を派して他日国家の為深遠の学に依り、国家経営の任に当るに堪えゆるものを造らざるべからず」と根本的な正規の留学生教育の必要性を訴えた。（『清国における嘉納治五郎氏』『教育持論』1902年9月15日、34ページ。）

学研究科教授も在外研究でイギリスにご滞在であったため、資料収集や本稿提出にあたっては横井和彦・経済学部准教授にご協力いただいた。また畢思維さん（総合政策科学研究科修了生）には、ご本人も修士論文執筆で多忙ななか、資料収集等でご協力いただくとともに、慣れない地で不安な筆者を励ましていただいた。記して感謝申し上げます。

参考文献

日本語文献

1. 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』龍溪書舎、2002年、222-241 ページ。
2. 阿部洋『「対支文化事業」の研究—戦前期中日教育文化交流の展開と挫折』汲古書院、2004年、935-1026 ページ。
3. 王柯編『辛亥革命と日本』藤原書店、2011年、183-211 ページ。
4. 王嵐『戦前日本の高等商業学校における中国人留学生に関する研究』学文社、2004年。
5. 大里浩秋・孫安石編『中国人日本留学史研究の現段階』御茶の水書房、2002年、3-52、113-131 ページ。
6. 厳安生『日本留学精神史：近代中国知識人の軌跡』岩波書店、1991年。
7. 経志江（山本経天）『近代中国における中等教員養成史研究』学文社、2005年。
8. 酒井順一郎『清国人日本留学生の言語文化接触：相互誤解の中日教育文化交流』ひつじ書房、2010年。
9. 張迪『近代中国における日本書籍の翻訳と紹介—19世紀末から20世紀初頭の概況とその特徴』『言葉と文化』（名古屋大学）、第10巻、2009年、197-209 ページ。
10. 實藤惠秀『中国人日本留学史稿』日華学会、1939年。
11. 實藤惠秀『中国人日本留学史』くろしお出版社、1960年。
12. 文部科学省編『学制百年史』
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198101/
13. 横井和彦・高明珠『中国清末における留学生派遣政策の展開—日本の留学生派遣政策との比較をふまえて—』『経済学論叢』（同志社大学）第64巻第1号、2012年、103-143 ページ。

中国語文献

1. Federico Masini 著・黄河清訳『現代漢語詞匯的形成：十九世紀漢語外来語研究』漢語大詞典出版社、1997年。
2. 馮天瑜『新語探源：中西日文化互動与近代漢字術語生成』中華書局、2004年。
3. 黄福慶『清末留日学生』（台湾）中央研究院近代史研究所、1975年、121-187 ページ。

4. 姜新『留学帰国人員与民国軍事教育』『河北師範大学学报（哲学社会科学版）』第34巻第3号、2011年、130-138 ページ。
5. 呂順長『清末浙江与日本』上海古籍出版社、2001年、1-140 ページ。
6. 尚小明『留日学生与清末新政』江西教育出版社、2002年。
7. 沈蘇儒『論信達雅：嚴復翻譯理論研究』台湾商務印書館、2000年、49-50 ページ。
8. 舒新城『近代中国留学史』中華書局、1933年。
9. 王煥琛編著『留学教育—中国留学教育史料—』（第2冊）、（台湾）国立編譯館、1980年、765-985 ページ。
10. 張玉法編『中国近代史論集（第5輯：軍閥政治）』、聯經出版事業公司、1987年。
11. 周君閑『晚清留學畢業生獎勵制度研究』（南京師範大学修士論文・中国国家図書館所蔵）、2007年。

英語文献

1. Douglas R. Reynolds, *China, 1898-1912: The Xinzheng Revolution and Japan*, Harvard University Press, 1993.

